

議案第86号

阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

阿見町長 千葉繁

阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阿見町児童館の設置及び管理に関する条例(昭和40年阿見町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法(以下「法」という。)」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第2項中「阿見町職員定数条例」を「阿見町職員定数条例(昭和37年阿見町条例第20号)」に改める。

別表阿見町学校区児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町児童館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

	現行	改正後	備考
第1条 児童福祉法（以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、別表のとおり児童館を設置する。	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、別表のとおり児童館を設置する。	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、別表のとおり児童館を設置する。	
第3条（略） 2 前項の職員の定数は、阿見町職員定数条例による。	第3条（略） 2 前項の職員の定数は、阿見町職員定数条例（昭和37年阿見町条例第20号）による。	第3条（略） 2 前項の職員の定数は、阿見町職員定数条例（昭和37年阿見町条例第20号）による。	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
阿見町学校区児童館	阿見町中央一丁目3番4号	阿見町二区児童館	阿見町うずら野一丁目29番地11
阿見町二区児童館	阿見町うずら野一丁目29番地11		

議案第 86 号説明資料

○改正の理由

本案は、学校区児童館が老朽化により、利用者の安全の確保が困難であるとの判断に至り、令和 3 年度を以って閉鎖とするため、学校区児童館について規定する、「阿見町児童館の設置及び管理に関する条例」を一部改正するものです。

○改正の内容

今回の改正は、本条例の別表中、阿見町学校区児童館の名称及び位置を規定する項を削除するとともに、条文の用語整理の改正を行うものです。